

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム
(第1回・第2回・第3回) 議事概要

第1回**1 日時**

令和3年11月26日(金) 13:00 - 13:30

2 場所

オンライン会議

3 出席者

小林 史明 デジタル副大臣
赤池 誠章 内閣府副大臣
佐藤 英道 厚生労働副大臣
池田 佳隆 文部科学副大臣
山田 太郎 デジタル大臣政務官

ほか関係省庁(デジタル庁、内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会事務局、厚生労働省、文部科学省)の担当官

4 議事概要

冒頭、事務局より、本プロジェクトチームについては、資料1の4の「ただし、主査が必要と認める場合には、公開とすることができる。」の取扱いに基づき、報道機関のオンラインでの傍聴を許可している説明があった。

(1) 本プロジェクトチームの開催等について

資料1～3及び5に基づき事務局より、本プロジェクトチームの開催等について説明があり、特段の異議なく了承された。

(2) 意見交換

(赤池内閣府副大臣)

資料4-1に基づき、内閣府の取組等について以下のような説明があった。

- ・ 貧困等の困難を克服するために、家庭や子供に対する教育に加え、地域共同体の互助方策も検討を進めるとともに、支援に繋がらないこどもや家庭のためにプッシュ型、アウトリーチ型の支援が重要。
- ・ 内閣府では、有識者による「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベース構築に向けた研究会」を開催し、自治体等の先進的な取組のヒアリングや、個人情報の保有状況等に関する整理・調査、データベースの対象範囲、項目等について議論を行ってきた。
- ・ こどもや家庭のデータの連携に当たっては、国民の理解を得ることが当然、何よりも重要であり、教育や福祉をはじめとする情報は、まさに国民、住民のプライバシーの塊であるため、個人情報保護法令の整合性だけでなく、国民の意識に沿った慎重な検討が必要。
- ・ データベースは政府が一元管理するのではなく、地方公共団体がその判断でデー

タを管理、活用すべきであり、守秘義務を備えた場でのアクセス権や、学校等現場の負担についても慎重に検討を行うべき。

- ・ 困難な状況にある子どもや家庭に対し、様々な種類のデータのうち、全体をいきなりというよりも、まずは貧困などに限定して運用を開始することも1つの案ではないか。
- ・ 「どこで、誰が、どのように活用」して、支援に繋げていくか現実的に、具体的に検討する必要がある。例えば、広島県のAIを活用し個別事例を診断して支援を繋げる先進事例や、孤独・孤立対策については各省庁連携してホームページに支援先を一覧できるものを作成しているため、そうしたものの活用も検討いただきたい。

(佐藤厚生労働副大臣)

資料4-2に基づき、厚生労働省の取組等について以下のような説明があった。

- ・ マイナポータルでの閲覧や転居等の際にデータの引継ぎを可能とする乳幼児健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認できる仕組みの構築に取り組んでいる。
- ・ 児童虐待対応の効率化、質の向上を図るため、情報共有システムを通じて転居時の要保護児童に関する自治体間の情報共有や、児童相談所と市町村の日常的な情報共有等を目指している。
- ・ ひとり親家庭支援のため、窓口のワンストップ体制の整備や、ウェブサイトやSNSを活用した支援を推進している。
- ・ 児童虐待事案に関するデータを収集及びAIによる分析を行い、事案の緊急性を判断する全国統一ツールの開発を推進している。

(池田文部科学副大臣)

資料4-3に基づき、文部科学省の取組等について以下のような説明があった。

- ・ 内閣府や厚労省と協力して、貧困状態の子供の支援のためのデータベース構築に向けた検討を行うとともに、文科省独自の取組として、先進事例の収集や、好事例の横展開を行うとともに、活用する教育データについて共通する項目の抽出等の検討を行っている。
- ・ 学力や給食費の滞納状況等個人情報への取扱いに関する適切な管理や、国民の理解・合意、各種記録をデータベースを入力する現場の負担といった論点について、決して結論ありきではなく、国民の立場や自治体等の現場の声をしっかりと踏まえながら慎重かつ具体的に検討を進める必要がある。
- ・ データベースは、国が一元管理をするのではなく、実際に支援を行う各自治体において管理、活用される必要がある。

(小林デジタル副大臣)

- ・ デジタル副大臣が本プロジェクトチームの主査となっているが、重要なのは現場で使っていただく、そのために制度所管の各省庁にもコミットいただくこと。データを収集することが目的ではなく、ユースケースを想定しながら検討を行っていききたい。
- ・ 補正予算で要求している実証事業を通じて、どのようなデータ項目で予防的なアプローチが出来るか、学術的知見も踏まえながら設計を行い、検証していきたい。

(山田デジタル大臣政務官)

- ・ ユーザーの声を聴くことが重要。困難を抱える子どもや親等の声を聴きながら、プロジェクトを進めていきたい。
- ・ 虐待やいじめなど苦しんでいる家族がおり、命に関わる事案も含まれるため、感

知・対応力が必要となる。また、教育や医療といった分野の壁、国・都道府県・市町村といった組織間の壁があり、どのように情報連携していくのか検討を行いたい。

- ・ 個人情報の取扱いについては、しっかりと気をつけなければならない。要保護児童生徒対策協議会や自治体、学校等の関係機関において、解釈がまちまちになっている面がある。子供を守る上で、気をつける部分と活用すべき部分を明確にしながらか進めていきたい。
- ・ 様々な先進事例が既に存在している。子供の見守りで言えば箕面市や、ネウボラで言えば伊達市など。そうした素晴らしい取組の横展開をしていきたい。
- ・ 一部報道を契機として誤解があるような気がするが、本プロジェクトにおいては、こどもの情報を国が一元的に管理するデータベースを作ることではない。国民の理解を得ながら進めていきたい。

(小林デジタル副大臣)

- ・ こどもに関する保育・福祉・医療・教育等のデータについては、自治体内の部局ごとに管理されている上に、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、関係部局や機関の間で、これらのデータが十分に活用されているとは中々言い難い状況と捉えている。
- ・ こうした、こどもに関する状況の把握に資するデータを、個人情報の保護に配慮しながら、関係部局・機関の間で連携させて、最大限に活用し、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけ、ニーズに応じたプッシュ型の支援を届けることができれば、こども1人1人に必要な支援を行き渡らせ、全てのこどもが夢や希望を持つことができる、そんな日本社会の実現に資する。
- ・ 11月16日に開催されたデジタル臨時行政調査会においても、岸田総理から、「貧困や虐待などから保護を要する子供たちを見守るため、牧島デジタル大臣を中心に、子供たちの生活に関わる、関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備」するよう御指示をいただいたところ。
- ・ こうしたことを踏まえ、まずは自治体内でのデータの連携の実証事業を行う等といった必要な施策を検討しており、これに必要なデータの種類や手法等の議論を深めていきたい。
- ・ 国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていないというのは関係者の共通の認識である。まずは自治体での事例を作っていくながら、全国の自治体への展開に向けた方策を検討したい。
- ・ 個人情報保護の重要性の観点から、個人情報保護委員会事務局にも参画いただき、国民の理解も得ながら検討を行っていきたい。ワクチン接種記録システム(VRS)の際にも個人情報保護委員会事務局や自治体に参画いただき、非常に良いものになったと考えている。
- ・ この他、家庭に着目したデジタルを活用した包括的な子育て支援や、こども政策、予算や統計の可視化についても併せて議論していきたい。
- ・ 本プロジェクトチームなどで議論を深めていき、来年5～6月頃を目途に一定の論点整理を取りまとめることを目指し、関係府省とワンチームとなって検討を進めていくので、引き続きの御協力を御願いたい。

以上

第2回

1 日時

令和4年1月21日（金）8：50 - 9：30

2 場所

オンライン会議

3 出席者

小林 史明 デジタル副大臣
赤池 誠章 内閣府副大臣
佐藤 英道 厚生労働副大臣
池田 佳隆 文部科学副大臣
山田 太郎 デジタル大臣政務官

ほか関係省庁（デジタル庁、内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会事務局、厚生労働省、文部科学省）の担当官

4 議事概要

(1) こどもに関する各種データの連携による支援実証事業について

資料1に基づきデジタル庁より、こどもに関する各種データの連携による支援実証事業について以下のような説明があった。

- ・ こども政策の新たな推進体制に関する基本方針やデジタル社会の実現に向けた重点計画において、こども分野のデータ連携及びプッシュ型の支援が位置づけられている。
- ・ 本事業の目的は、教育、福祉、医療等の多様な関係機関のデータを活用して、真に支援が必要なこどもの発見、ニーズに応じた支援を行う取組に繋げていこうとするもの。
- ・ 国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースの構築は想定しておらず、各機関が保有する様々な情報を分散管理することを前提として、自治体内の分野を超えた連携や関係機関間での連携の実証をするもの。
- ・ 現状、こどもに関するアーキテクチャとしては、様々な部局が色々な情報を保有しているため、そのような情報をうまく活用していく。また、それらのデータを全て網羅的に利用するのではなく、今夏に予定されている論点整理までに、実証事業を行う中でデータ連携に必要なデータ項目の絞り込みを行ってまいりたい。
- ・ 自治体におけるデータ連携を実現するシステムや体制の在り方について、①包括的に把握する部署を作るパターン、②部署を統合せずにデータ連携をするパターンを検証するため、参加自治体を公募した上で、来年度に実証事業を行っていく。

(2) 内閣府研究会における検討状況について

資料2に基づき内閣府より、内閣府研究会における検討状況について以下のような説明があった後、併せて自治体の先行事例について紹介があった。

- ・ 内閣府では、基本的に貧困を抱えるこどもをアウトリーチ型で支援する観点で、データ連携に関する研究会を令和3年4月から開催しており、現時点で結論が出たものではないが、報告させていただくもの。
- ・ 主な論点として、例えば

- ①データ項目について、収集方法は、既存データを活用するのか、新たに独自のデータを収集するのか。データの性質は、客観的データに限るのか、主観的なデータも活用していくのか。
- ②データの活用からアウトリーチ支援までの流れ。
- ③データを活用する組織体制をどのようにするのか。
- ④個人情報保護との関係において、法的な手当として求められるものは何か。
- ⑤推進方策として、自治体への支援をどのようにするのか。
などが挙げられている。
- ・ 既存データを活用するとした場合、全国の自治体ではどのようなデータを保有しているのかアンケートをとったので、目安として報告する。
- ・ 法令等に基づき、自治体で保有することが想定されるデータについて、厚生労働省や文部科学省に協力いただき、整理を進めている。
- ・ データ項目に関する議論の中で研究会委員から出された意見として、「生活保護の利用状況、就学援助の利用状況、給食費・教材費の支払状況の3項目だけでも支援対象となる子どもをかなり見つけることができる。」、「制度の利用を人に知られたくない家庭や、面倒に感じて申請しない家庭があることは認識すべき。」、「学習成績等の情報は、学校外へ情報共有することは相当な抵抗感がある。」、「データの活用は命に関わるようなことからスタートし、段階的に進めていくべき。」、「データ閲覧できる人はスクールソーシャルワーカー等の守秘義務のある専門家に限る等運用面とセットで検討すべき。」、「学習習慣は、経済的な貧困と強い相関関係があるが、学校で把握は難しい。」等の問題提起があった。
- ・ データ連携に関する研究会委員の主な意見として、「統一的にデータ連携を行う基本項目と、任意でデータ連携するオプション項目とに分けて整理をしてはどうか。」、「基礎自治体内で把握できる義務教育段階のデータ連携から始めて、その効果を見ながら未就学段階や高校進学後との連携や、他自治体との連携等についても段階的に進めていくべき。」、「データの取得について、転居時のデータ連携や経年比較を考えると、客観的なデータ活用が望ましいが、現場職員の主観的評価も何らかの形で活用すべき。」、「現場職員の負担への配慮や業務システムとの連携等についても検討すべき。」という意見が挙げられている。
- ・ 自治体のデータ活用の先行事例をまとめると、データ活用の流れは、第一段階として、一次スクリーニングを主にデジタル処理で行い、要支援者を自動的に判別し、次段階において、アナログな作業で絞り込みを行う。その後、支援方針の検討、支援への接続という流れが基本的な形であると考えている。

(3) 先行事例の紹介について

デジタル庁、厚生労働省及び文部科学省から、資料3に基づき自治体等の先行事例について紹介があった。

(4) 意見交換

(赤池内閣府副大臣)

- ・ 教育、福祉等の情報は、国民の究極の個人情報であり、できるだけ知られたくないという側面も持っている。個人情報保護法令との整合性は元より、国民の意識に沿った検討が必要。箕面市の事例からも、客観的なデータによって生活困窮者から始

めることであれば理解を得やすいのではないかと考える。

- ・ 連携したデータの保有主体やデータにアクセスできる範囲についても慎重に検討すべきであるとともに、自治体が保有していたデータが、移動することによって支援が途切れない等、その先も配慮する事が重要である。
- ・ 学校、福祉等の現場に対する配慮や負担に対し、今回の試みが支援に繋がるというメッセージを出すことが大事である。
- ・ データ連携について、こども、家庭、学校、福祉の現場を始めとした国民の理解が大前提であるが、現在進行形の課題でもあるため、実現可能なことからどれだけ早期に進めていくかということが必要である。
- ・ 内閣府の研究会には、デジタル庁を中心とした令和3年度補正予算を活用した実証事業の検討状況や情報についてもしっかりと共有し、有識者や現場の意見を伺いつつ、連携を密に進めていきたい。
- ・ 内閣府としては、新たな仕組みを実際にこどもや家庭の支援に具体的に繋げていくことは、現場の支援にも繋がるため、システムの具体的な活用方策等について、支援の現場を所管する厚生労働省、文部科学省、そしてデジタル庁含め内閣全体として更なる検討を進めていきたい。
- ・ 本国会に提出を予定しているこども家庭庁設置法や、別途検討されているこども基本法の議論の中でも、今日のプロジェクトチームの議論は大変重要な論点の一つであると認識しているため、今後も一体となって進めて参りたい。

(佐藤厚生労働副大臣)

- ・ 令和2年度の児童虐待相談対応件数は20万件を超え、虐待を防止する、又は、実際に虐待が疑われるケースについて、一時保護などの対応を的確に行い、アセスメントを通じて、その必要性を判断することが求められている。
- ・ 児童相談所の体制強化を行っているが、経験年数の浅い職員割合が増加するとともに、事案について家庭の問題が複雑化しているため、質の向上と業務の効率化が求められている。
- ・ 厚生労働省では、AIを活用した判定システムの整備やSNSでの相談体制の構築等について早期に実施する必要があると認識しており、設計に向けて自治体等からヒアリングを行っている。
- ・ AIを活用したシステムの期待される効果は、特に経験の浅い職員に対して、AIによるサポートを行うことで一時保護対応の判断の質の向上が図られる。また、通告から記録までの業務時間の短縮等、関連業務を含めた業務の効率化図られる。
- ・ 一方、AIの判断とベテラン職員の感覚に違いがあるのではないかとという点や、AIによる分析のためには、過去のデータの解析が必要であるため、十分な蓄積や質の確保が必要である点、データの標準化や導入及び運用に相当の費用を要する点が課題として挙げられている。
- ・ AIを活用した一時保護の緊急性を判断するツールについては、令和3年度補正予算に計上している。
- ・ 厚生労働省では、虐待の恐れがある事案への対応だけでなく、虐待防止にも力を入れており、こどもや家庭がより相談しやすくなるように各自治体等がSNSで相談に対応する仕組みを新たに構築するため、現在、システム開発を行っており、運用経費等を令和3年度補正予算に計上している。

- ・ 児童虐待の防止に当たっては、デジタルツールにより業務の効率化などを図っていくことが重要であり、引き続き、先進的な取組を行っている自治体の例も踏まえながら、取組を前に進めてまいりたい。

(池田文部科学副大臣)

- ・ 貧困や虐待等の課題に対して、こどもや家庭の困難の状況を把握し、必要な支援が確実に届くようにすることが重要であり、各自治体において教育部局と福祉部局の連携を一層高める必要がある。
- ・ 教育部局に係るデータは、しっかりと学校や教育委員会で活用できるようにしていき、具体的なアクションや支援につなげていくことが重要である。
- ・ 文部科学省では、学校や教育委員会でデータを有効活用できるような環境整備に向けて、活用するデータについて共通する項目や考え方の抽出のための検討を行うとともに、異なるシステム間でデータを相互に連携できるよう、教育データの標準化等を進めている。
- ・ 学習履歴等の教育データを政府が一元管理するのではないかとという心配の声があるが、国が一元的に管理するのではなく、データを相互に連携できるようにしていくことで、実際の支援を行う各自治体における活用を促進できるのではないかと考えている。
- ・ 文部科学省では引き続き、教育部局と福祉部局の連携を見据えながら、学校や教育委員会におけるデータ利活用を促進するため、好事例の収集、横展開や、データ活用環境の整備を進めてまいりたい。

(小林デジタル副大臣)

- ・ 本プロジェクトは、政府にデジタル庁ができ、デジタル庁が各府省と一緒に進めていくプロジェクトとして象徴的なもの。
- ・ デジタル庁の一番のミッションは、主役である国民や社会を担う皆様と向き合う各府省や自治体、現場が本来の力を発揮できるようにシステム面からサポートするとともに、デジタル分野の司令塔として、各府省だけで行っている部分最適になりがちな所を、大きな方向性に向かって共有しながら一緒に進んでいくことであり、このプロジェクトで実現すると思っている。
- ・ 国で一元的にこどもの情報を管理するのではないかとや、データベースを構築するのではないかとという懸念の声もあるが、そのようなことは決して考えていない。
- ・ 本日紹介いただいたような自治体での事例を作っけていながら、全国の自治体への展開に向けた必要なやり方を検討していくために、令和3年度補正予算にこどもに関する各種データの連携による支援実証事業を計上した。
- ・ 施策を進める上で重要なことは、「何のためのデータ連携なのか」という目的を明確化することであり、検討を進めるために、各府省から自治体等における先行事例について紹介いただいた。
- ・ 大阪府箕面市では、「生活困窮判定」、「学力判定」や「非認知能力判定」の3つの要素で総合判定した結果、学校等でも認識されていないノーマーク状態の支援対象者が25%を占めており、今まで見つけられなかった困窮者を見つけることができました。

- 三重県では、AI の解析、予測が特に経験の浅い児童相談所職員の判断の手助けになっている。
- 文部科学省から紹介のあった大阪市では、体調や家庭環境の変化、児童生徒の入力した「心の天気」等の生活状況や学習状況に関するデータを連携させ、問題の早期発見に活かしている。
- こどものデータ連携は、不適切なデータ利活用のために子ども達を選別する手段であってはならず、個人情報保護に配慮の上、様々な部局や機関に散らばっているデータを連携することによって、1つの部局や機関だけでは見落としがちな SOS を発見するとともに、子どもへの支援に当たる自治体や関係機関の職員の判断をサポートするための手段として位置付けられなければならない。
- ユースケースや必要なデータ項目について、内閣府の研究会での検討状況も踏まえ、調査研究事業をできる限り本年度内に開始し、本年5月から6月頃に予定される論点整理の前に、一定の方向性を提示することを目指したいと考えている。
- 自治体におけるデータ連携の実証については、まず自治体公募を本年度内に行った上で、データ項目も踏まえ、事業を開始したい。
- 実施に当たっては、データ連携が真に支援を必要とする子どもや家庭への実際の支援やアクションにつながるよう、子ども政策に取り組んでいる各府省との連携を緊密に図ってまいりたい。

以上

第3回

1 日時

令和4年4月7日（木）16：00 - 16：40

2 場所

オンライン会議

3 出席者

小林 史明 デジタル副大臣
赤池 誠章 内閣府副大臣
佐藤 英道 厚生労働副大臣
池田 佳隆 文部科学副大臣
山田 太郎 デジタル大臣政務官

ほか関係省庁（デジタル庁、内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会事務局、厚生労働省、文部科学省）の担当官

4 議事概要

(1) 前回の議論を踏まえたユースケースやデータ項目の整理について

資料1に基づき内閣府、デジタル庁、文部科学省より、ユースケースやデータ項目の整理について以下のような説明があった。

- ・ 先行事例を整理すると、データ活用の流れとして、

- ① デジタルデータを用いた一次絞り込み
- ② 人による更なる絞り込み
- ③ 個々のこどもへの対応策の検討
- ④ 支援への接続

以上4つのフェーズがあり、②と③は一体的に実施しているケースも多く見られた。

- ・ 先行事例のケースの違いだが、一次絞り込みに使用するデータの収集方法について、既存データのみを収集するケース、新たに民間会社への委託調査で取得したデータも活用するケース、主にアナログな情報を集めて話し合いで判定するケースがあった。
- ・ データの分野については、教育・福祉の両データを活用するケース、教育データ中心、福祉データ中心のケースがあった。
- ・ アセスメントの体制としては、首長部局、特に福祉部局が中心となるケース、教育委員会や学校現場が中心となるケース、あるいは要対協のような外部連携組織を活用するケース、NPO法人等に外部委託をするケースが見られた。
- ・ ユースケースとしては、上記の選択肢等を組み合わせる形になると思われる。なお、いずれの自治体においても専門スタッフによるアウトリーチ体制の構築が非常に重要であるという声が多かった。
- ・ 教育データ項目に関連した調査研究として、教育情報システムのあり方に関する調査研究、先進自治体等における教育データ利活用の実施状況調査を行った。
- ・ 教育情報システムの在り方に関する調査研究において、教育委員会や学校が保有している情報システムの全体像を把握し、各システムが保有している主なデータ項目の洗い出し、データ項目の連携の可能性、情報連携を進めるための課題などにつ

いて整理した。

- ・ 先進自治体における教育データ利活用の実態調査を実施し、現状把握やEBPM推進のためのデータ活用、個々の児童生徒に対する支援目的によるデータ活用、学級集団の理解等を図るためのデータ活用等を行っていることが分かった。海外事例では、デンマークのように国が一元的にデータを取得管理しているもの、イギリスのようにデータ管理は各地方であるものの、学校国勢調査や特別指導施設調査等によって定期的に教育省がデータを集めているもの、アメリカのフロリダ州のように、基本は各学校区でデータを管理しているものの学校区から州に対するデータを自動送信を通じて情報システムに統合しているものといった取り組みがあることが分かった。
- ・ いずれにしても日本とは異なり、かなりのデータ項目を取得し、予算配分、学校評価、政策立案等、様々な目的で活用されている。

(2) こどもに関する各種データの連携による支援実証事業の進捗状況並びに先行自治体における個人情報の取扱い及び改正後の個人情報保護法における本実証事業と関連する主な論点について

資料2に基づきデジタル庁より、支援実証事業団体等の公表及び先行自治体における個人情報の取扱い等について説明があった。

- ・ 令和4年2月4日から28日までの期間で支援実証事業を行う団体を公募し、合計20団体からの応募をいただいた。応募団体のうち、都道府県が3団体、政令市が2団体、中核市は3団体となる。また採択団体は合計7団体、埼玉県戸田市、東京都昭島市、石川県加賀市、愛知県、兵庫県尼崎市、広島県、福岡県福岡市となる。
- ・ 予算については令和3年度の補正予算で合計7.3億円であり、事業内容としてはデータ連携の目的調査や必要なデータ項目、制度面、運用面での課題の検証及び自治体でのデータ連携方策の実証を考えている。
- ・ 今後としては4月に検証受託事業者の応募を行い、5月から6月にかけて実証を開始する予定。
- ・ なお、第1回こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトからの繰り返しになるが本事業において国が一元的にこどものデータを管理するデータベースの構築は考えていない。
- ・ 先行自治体における個人情報の取扱いについて、具体的な取り組みを整理した。個人情報保護条例の改正を行い、一部の情報について目的外利用を定めている自治体や、各自治体ごとに設けている個人情報保護審査会などに諮問し承認を得ている自治体等がある。
- ・ 令和5年度以降は、デジタル社会形成整備法第51条による改正後の個人情報保護法に基づいて実施していくため、今後の展望を、関係省庁、とりわけ個人情報保護委員会とともに考える必要があり、自治体にも周知しながら検討を進めていく。

(3) 児童福祉法改正法案による子育て支援について

資料3に基づき厚生労働省より、児童福祉法改正法案にかかる子育て支援の内容について説明があった。

- ・ 現在、児童福祉法改正法案を国会に提出しているところ。法案中のこども家庭センターは、妊産婦、子育て世代、あるいはこどもからの相談や、保育所等の身近な子育て拠点の相談機関から連携された情報を踏まえて、様々な支援に繋げるもので

ある。

- ・ こども家庭センターは現状の児童福祉の観点から設置されるこども家庭総合支援拠点と母子保健の観点から設置される子育て世代包括支援センターを再編/統合し設ける機関という位置づけ。
- ・ 市区町村における子育て家庭への支援の充実については、新設事業として、まずは子育て世帯訪問支援事業がある。これは主に訪問による生活の支援として、具体的には要支援児童、要保護児童、あるいはその保護者のほかヤングケアラーも含むが、それらを対象に家庭へ訪問し子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行うもの。家事の例としては調理や掃除等が含まれる。
- ・ 児童育成支援拠点事業は、学校や家以外のこどもの居場所支援を行うものである。対象としては養育環境等の課題として虐待リスクが高い、あるいは不登校等の問題を抱える児童を対象に居場所となる拠点を開設し、居場所の提供、食事の提供、学習支援等を行うもの。
- ・ 親子関係形成支援事業は、講義またはグループワーク等を通じ、親子関係の構築に向けた支援を進めるもの。
- ・ 拡充事業としては子育て短期支援事業と一時預かり事業がある。子育て短期支援事業については、保護者がこどもと共に入所・利用できるようにする。また一時預かり事業については、子育て負担を軽減する目的での利用が可能であることを明確化する予定。
- ・ 新設する事業については、地域子ども・子育て支援事業に位置づける予定。
- ・ 令和6年4月施行の予定である。

(4) 論点整理骨子(案)について

資料4に基づきデジタル庁より、本プロジェクトにおける論点整理の骨子案について説明があった。

- ・ 何のためのデータ連携か目的をわかりやすく説明できるようユースケースを活用してまとめてまいりたい。また対象となるデータ項目はこれからの実証事業に向けてまとめていく。データ連携を実現するシステムや体制の在り方についても、それぞれの実証自治体においてどのような形でデータを管理しているのか、体制はどのように作るのか論点整理をしていく予定である。制度面の課題についても実証事業を通じて検討してまいりたいが、実証開始までに論点整理できるところは整理した上で実施していきたいと考えている。
- ・ 実証事業については、プッシュ型に繋げるところまで対応していきたいと考えている。関係省庁と共有し、方策を検討するとともに、必要に応じ再度副大臣プロジェクトチームを開催することも検討する。

(5) 意見交換

(赤池内閣府副大臣)

- ・ 先進事例を整理すると、データ活用の流れについては対象者の一次抽出から支援の接続まで4段階があり、体制については福祉部局や教育委員会が中心となる場合や、要対協を活用する場合等が代表的である。今後実証事業を進めるにあたり、各自治体が地域の実情に応じた適切なデータ活用が検討できるよう、それぞれのデータ活用方法について、利点や留意点を整理することが必要である。
- ・ 事業の目的については、困難のある方々を見つけるということのみならず、具体

的に支援を届けることが重要である。

- 支援にはスクールソーシャルワーカーはじめ様々な専門人材の充実が必要であるが、育成には時間がかかる。最終的には中学校区、小学校区等といったすべての地域に専門人材がそろえば理想的だが、それを補う仕組みとして、NPO や民生・児童委員等、地域で相談支援を行う方々をサポートする様々な取組が重要ではないか。官民連携していくとともに、既存の民政委員や様々な地域団体の方と組み合わせて子育てセンター等を作ることが必要である。
- 同時に、実証事業にあたっては、データ連携の取組が住民の理解を得られるものとなるよう、誰がデータを活用できるのかを含めて整理・検討し、個人情報の管理が適切に取り扱われるようお願いしたい。

(佐藤厚生労働副大臣)

- 本プロジェクトチームで扱っているこどもの情報データ連携については、先進的な取り組みであるがゆえに骨子案で示されているような様々な課題や論点がある。この論点整理については実証事業の結果等を踏まえ、より内容の追加がされていくと考えており、引き続き協力いたしたい。
- こどもや子育て世帯の把握の取り組みに加え、把握されたこども等に対する支援策の充実も重要である。
- 近年の地域関係の希薄化や核家族化等により子育てに負担や悩みを抱える家庭が多くなっていると考えている。児童相談所への虐待相談対応件数が令和2年度には20万件を超える等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況にある。
- 前述の児童福祉法改正法案についてはこの状況を踏まえ、家庭の支援を強化し虐待の発生を未然に予防するため、すべての妊産婦、子育て、家庭、こどもへの一体的な相談支援を行うこども家庭センターの設置や家事支援の創設等、種類、質量の拡充を図る。
- また、子育て支援策が支援を必要としているこども等に確実に繋がるよう、サポートプランの作成を市町村の業務に位置づけるとともに、市町村が必要と判断した場合には、よりプッシュ型での支援を可能とする内容も盛り込んだ。
- こうした取り組みと、データ連携にかかる取り組みとが相まって、こどもや子育て世帯に対する支援をより一層充実してまいりたい。

(池田文部科学副大臣)

- こどもに関する情報データ連携を進めていくためには、現状においてどのようなデータを地方自治体・教育委員会・学校が保有しているのかの把握、また、これらのデータを連携させることでどのような課題が解決できるのかといった活用場面の整理、個人情報の取り扱い等の整理が重要であると考えている。
- 文部科学省においても教育委員会や学校が保有している情報システムの全体像を把握し、どのようなデータ項目を保有しているのか整理を行った。
- 今回の調査研究で把握した教育委員会・学校が保有しているデータ項目の中には本プロジェクトチームの目的である、貧困、虐待等の真に支援が必要なこども・家庭の発見や、ニーズに応じたプッシュ型支援に資するデータ項目が存在していると考えている。

- ・ 教育部局と福祉部局、それぞれが保有するデータの連携を実現するためには、システム面だけでなく、制度面、運用面等様々な課題があるが、このデータ連携はニーズのある子どもや家庭に対して、行政が、きめ細やかにスピード感をもって支援できるようにするための肝となる取り組みであると考えており、引き続き積極的に検討を進めてまいりたい。

(小林デジタル副大臣)

- ・ 各省庁においてこれまで行ってきた取組を合わせていただくことで、かなり論点整理がされてきたと感じている。たたき台として示させていただいた骨子案の事業目的、データ項目等についても文部科学省や内閣府にて実施していただいている取組を踏まえ、さらに整理してまいりたい。
- ・ 内閣府より示していただいた先進事例のデータ連携・活用を見ても、モデルとして連携・活用方法を一つの型にはめることはできないと感じているし、はめる必要はないと考えている。データ項目等に係る調査研究事業についてこれらを踏まえ、更に検討を深め、自治体における実証事業に活かしてまいりたい。
- ・ その上で、データ連携に当たって個人情報の保護を図ることは大前提であり、実証事業に参加する自治体が安心して検証に取り組めるよう、データ連携の目的や体制、個人情報保護に関する留意点等は明確にしてまいりたい。
- ・ 個人情報保護法の改正により、各自治体が条例等で定めていた個人情報保護制度について、一元化し整理するタイミングでもある。支援に携わる皆様が躊躇してしまうことがないようにしっかり整理をしてまいりたい。
- ・ 以上の論点も含め、5月から6月の取りまとめに向けて、関係省庁と連携して検討を進めてまいりたい。
- ・ また実証事業の参加自治体については、20件応募いただき7件採択することができた。次回開催と同時期に実証事業を開始できるよう、スピーディーに準備をしていく。
- ・ 本取組については、昨年末の閣議決定において、子ども家庭庁の体制の下支えとしての重要プロジェクトに位置づけられている。子ども家庭庁が出来上がる頃には一定の仕組みを提供できるよう、仕上げてまいりたい。

以上